

2 法第八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 牛の種別(第三条第一項第一号の牛の種別をいう。以下同じ。)

二 管理者の連絡先

(輸入の届出)

第八条 法第八条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 牛の種別

二 輸入先の国名

(個体識別番号の通知)

第九条 農林水産大臣は、法第九条第一項の規定による通知を行うときは、書面、口頭又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(耳標の装着の方法)

第十条 牛の管理者又は輸入者は、法第九条第二項及び第三項の規定により耳標を着けるときは、個体識別番号が容易に判読できるように行わなければならない。

(耳標の規格)

第十一条 法第九条第二項の農林水産省令で定める耳標の規格は、次のとおりとする。

一 装着した後、容易に脱落しない構造であること

二 取り外した後、再び装着することができない構造であること

三 個体識別番号が容易に判別できる色及び大きさであること

四 個体識別番号が容易に消えない方法により表示されていること

(耳標の取り外し等に係るやむを得ない事由)

第十二条 法第十条第三項の農林水産省令で定めるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 牛が耳の疾患にかかっているとき

二 牛の耳に外傷があるとき

三 耳標の劣化等により個体識別番号の判読が困難となつた耳標の取替えを行う必要があるとき

四 譲渡し若しくは引渡しの直前又は輸送中に耳標が脱落したとき

五 その他農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

(個体識別番号を識別するための措置)

第十三条 法第十条第三項の規定により耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等をする場合には、当該牛の管理者は、当該牛の個体識別番号を識別するため、次に掲げる措置のいずれかを講じなければならない。

一 取り外した耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛の耳以外の部分にひも等で取り付けること

二 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等により記載すること

(譲渡し等の届出)

第十四条 法第十一条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 譲渡し等の相手方の連絡先

三 飼養の終了の年月日

(譲受け等の届出)

第十五条 法第十一条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第十一条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 譲受け等の相手方の連絡先

三 飼養の開始の年月日

(変更の届出)

第十六条 法第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項につき、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 当該牛の個体識別番号

三 変更があつた事項(新旧の対照を明示すること。)

四 変更の年月日

(死亡の届出)

第十七条 法第十三条第一項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第十三条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 死亡した牛であつて、譲渡し等をされたものについては、譲渡し等の相手方の氏名又は名称、住所及び連絡先

(とさつ)の届出)

第十八条 法第十三条第二項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地

二 譲受け等の相手方の連絡先

(輸出の届出)

第十九条 法第十三条第三項の規定による届出は、書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

2 法第十三条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 輸出者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 譲受け等の相手方の連絡先

三 飼養施設の所在地

四 輸出先の国名

第四章 特定牛肉の表示等

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ と畜者の使用に係る電子計算機と特定牛肉の引渡し相手方(以下この条において「相手方」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第十四条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、と畜者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、と畜者の使用に係る電子計算機と、相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十一条 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうちと畜者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方法

(販売業者による個体識別番号の表示方法)

第二十二條 法第十五条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。

(農林水産省令で定める頭数)

第二十三條 法第十五条第二項第二号（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める頭数は、五十とする。

(販売業者による荷口番号の表示方法)

第二十四條 法第十五条第三項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する荷口番号の表示は、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状の見やすい場所又はその店舗の見やすい場所（不特定かつ多数の者に販売する場合に限る。）に、明瞭にしなければならない。

(販売業者の氏名又は名称の表示方法)

第二十五條 法第十五条第四項前段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により販売業者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

2 法第十五条第四項後段（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により他の者の氏名又は名称を表示するときは、電話番号その他の連絡先を併せて表示しなければならない。

(特定料理提供者による個体識別番号の表示方法)

第二十六條 法第十六条第一項に規定する個体識別番号の表示は、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、明瞭にしなければならない。

(帳簿)

第二十七條 と畜者、販売業者及び特定料理提供者は、法第十七条に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後二年間保存しなければならない。

2 法第十七条に規定する帳簿の備付け等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

3 法第十七条に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの当該各号に定めるとおりとする。

一 と畜者 引渡しに係る特定牛肉ごとに、当該特定牛肉に対応する個体識別番号、当該引渡しの年月日、当該引渡しの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該引渡しに係る特定牛肉の重量

二 販売業者 販売に係る特定牛肉ごとに次のイ及びロに掲げる事項（販売の相手方が不特定かつ多数の者である場合にあつてはロに掲げる事項を除く。）

イ 仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号（法第十五条第三項に規定する荷口番号をいう。以下この条において同じ。）

ロ 当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

当該仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該販売の年月日、当該販売の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該販売に係る特定牛肉の重量

三 特定料理提供者 提供に係る特定料理の主たる材料とした特定牛肉ごとに、仕入れに係る特定牛肉に対応する一若しくは二以上の個体識別番号又は荷口番号、当該仕入れの年月日、当該仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該仕入れに係る特定牛肉の重量

第五章 雑則

(身分を示す証明書の様式)

第二十八條 法第十九条第四項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。（権限の委任）

第二十九條 法第十九条第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十五年十二月一日）から施行する。ただし、第四章の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年十二月一日）から施行する。（既存牛の届出）

第二条 法附則第二条第二項の農林水産省令で定める事項は、管理者の連絡先とする。

附則（平成二十二年九月二一日農林水産省令第五四号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（令和二年二月二二日農林水産省令第八三号）

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和五年二月二八日農林水産省令第六三号） 抄

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式 (令2農水493・一部改正)

(表面)

第	号		
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第19条第1項から第3項までの規定により立入検査、質問又は集取をする職員の写真証明書			
写	官 職		
	氏 名	年 月 日生	
真		年 月 日発行	
	農林水産大臣		

(裏面)

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(抄)

(報告及び検査)

第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。
- 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者